

令和7年度介護施設等集団指導資料

北上市福祉部長寿介護課

電話：0197-72-8218（直通）

Mail：choju@city.kitakami.iwate.jp

目次

- 1 介護給付費適正化事業について P 2
- 2 事故報告の傾向及び提出先について P 3 **【資料 1 ・ 2】**
- 3 令和 6 年度実地指導結果について P 4 ～P 5
- 4 協力医療機関に関する届出について P 6 **【資料 3】**
- 5 原案作成委託料支払業務について(包括支援センター・居宅介護支援事業所向け)
. P 7 **【資料 4】**
- 6 受給者台帳情報に関する請求エラーについて P 8
- 7 「電子申請・届出システム」利用開始（令和 8 年 4 月 1 日～）について
. P 9 **【資料 5】**

1 介護給付費適正化事業（住宅改修点検）について（令和6年度実績）

1 概要

介護給付適正化事業として、令和6年度住宅改修点検を実施したものの。

2 点検対象

支給決定済み案件(令和5年4月～令和6年3月分)のうち、日常生活動線及び利用状況の訪問確認が必要と判断したものの5件。

3 点検結果

- (1) サービス提供内容は、いずれも概ね適切であり、利用者本人の日常生活の維持や改善が認められた。
また、利用者本人及び利用者家族の困りごとや不安の解消につながっていた。
- (2) サービス提供内容の検討手順は、いずれも概ね適切であった。特にサービス提供事業者からの助言は、利用者本人にニーズ等確認を取りながら、状態像を詳細に分析した上で行われており評価できる。
- (3) 一部の点検対象について、改修箇所は改修後に確かに活用されているものの、サービス提供内容の検討が不十分なため改修前に想定した効果が十分に得られていないものがあった。サービス提供内容が不適切であると判断される場合は、利用者へ支給費の返還を求める場合もあるため注意願いたい。詳細は以下のとおり。
 - ①改修内容：玄関部分の段差の解消（スロープの設置）
 - ②調査結果：車いすでの移動を想定した段差の解消（スロープの設置）において、スロープの勾配が急なため、スロープを降りる際や雨天時等十分な活用ができていなかった。
 - ③留意事項：階段に代わるスロープの勾配については建築基準法では1/8、バリアフリー法では1/12を超えないことと定められていることを踏まえて、改修内容について事前に十分な検討を行うよう留意いただきたい。

2 事故報告の傾向及び提出先について

1 令和6年度の事故報告の傾向について

- ① 令和5年度と比較して事故総数はほぼ横ばい。（令和5年度：92件、令和6年度：93件（+1件））
- ② 前年度4件あった死亡事故は0件だった。転倒に起因する事故が総件数の半数(50件)を占めており、うち骨折が24件となっている。前年度0件だった医療処置関連(チューブ抜去)が5件あった。
- ③ 発生を防ぐことが難しい事故も多いが、事故後の迅速・適切な対応に引き続き留意願いたい。

2 事故報告書の様式変更について

事故報告書の様式変更が国から示されたことから、【資料2】のファイルによる作成をお願いしたい。

3 事故報告の提出先について

誤送信等のリスク回避のため、Logoフォームでの提出をお願いしたい。

URL:<https://logoform.jp/form/rtYq/91098> （長寿介護課提出報告フォーム）

3-1 令和6年度実地指導結果について

1 概要

令和4年3月31日付け老発0331第6号「介護保険施設等の指導監督について」に則って実施した。

2 指導期間

令和6年11月27日（水）から令和6年12月16日（月）まで

3 実施事業所数 5事業所

地域密着型特定施設入居者生活介護	1事業所
居宅介護支援事業所	4事業所

4 全体の傾向

口頭指導のみとする事業所が4事業所、改善結果報告書の提出を求めた事業所が1事業所であった。

3-2 令和6年度実地指導結果について

5 口頭指導（懸念部分のみ）

- ① 刃物類（包丁・ハサミ）の配置・管理に留意すること。
- ② 重要事項説明書に日付の記載漏れがあったので、記入すること。
- ③ 身体拘束適正化検討委員会について、指針通りの開催となっていなかったなので、改善すること。

6 文書指導

- ① 個人情報の取り扱いの保管方法について、改善状況を報告すること。
- ② 虐待防止委員会について、定期的な開催が必要であるが、「必要に応じて随時開催」となっていたことから、指針の修正をすること。

4 協力医療機関に関する届出について

1 概要

令和6年度介護報酬改定において、以下の対象事業所は1年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について指定権者に届け出ることが義務付けられたことから、以下の内容を確認のうえ届け出ること。

2 対象事業所

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護

3 提出書類

- ・【資料3】協力医療機関に関する届出書
- ・協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）※

※2年目以降の届出において、協力医療機関との協力内容に変更がない場合は提出不要

4 提出期限

毎年度3月末まで

5 提出方法

Logoフォームにて提出（URL:<https://logoform.jp/form/rtYq/91098>（長寿介護課提出報告フォーム））

5 原案作成委託料支払業務について(包括支援センター・居宅介護支援事業所向け)

1 概要

令和7年5月審査より開始した国保連による原案作成委託料の支払処理に関して、現時点で国保連合会より情報提供がなされた内容について改めて示すもの（令和7年6月13日メールでの連絡内容と同内容）。

2 対象外となる原案作成委託料

- (1)令和7年3月以前にサービス提供したもの
- (2)40歳以上65歳未満の医療保険未加入である被保護者（H番号）に関するもの
- (3)県外事業所に委託したもの・県外の包括支援センターより受託したもの

3 国保連による按分処理について

給付管理票の委託先支援事業所の情報に基づいて按分処理がなされる。

4 給付管理票の提出がない場合

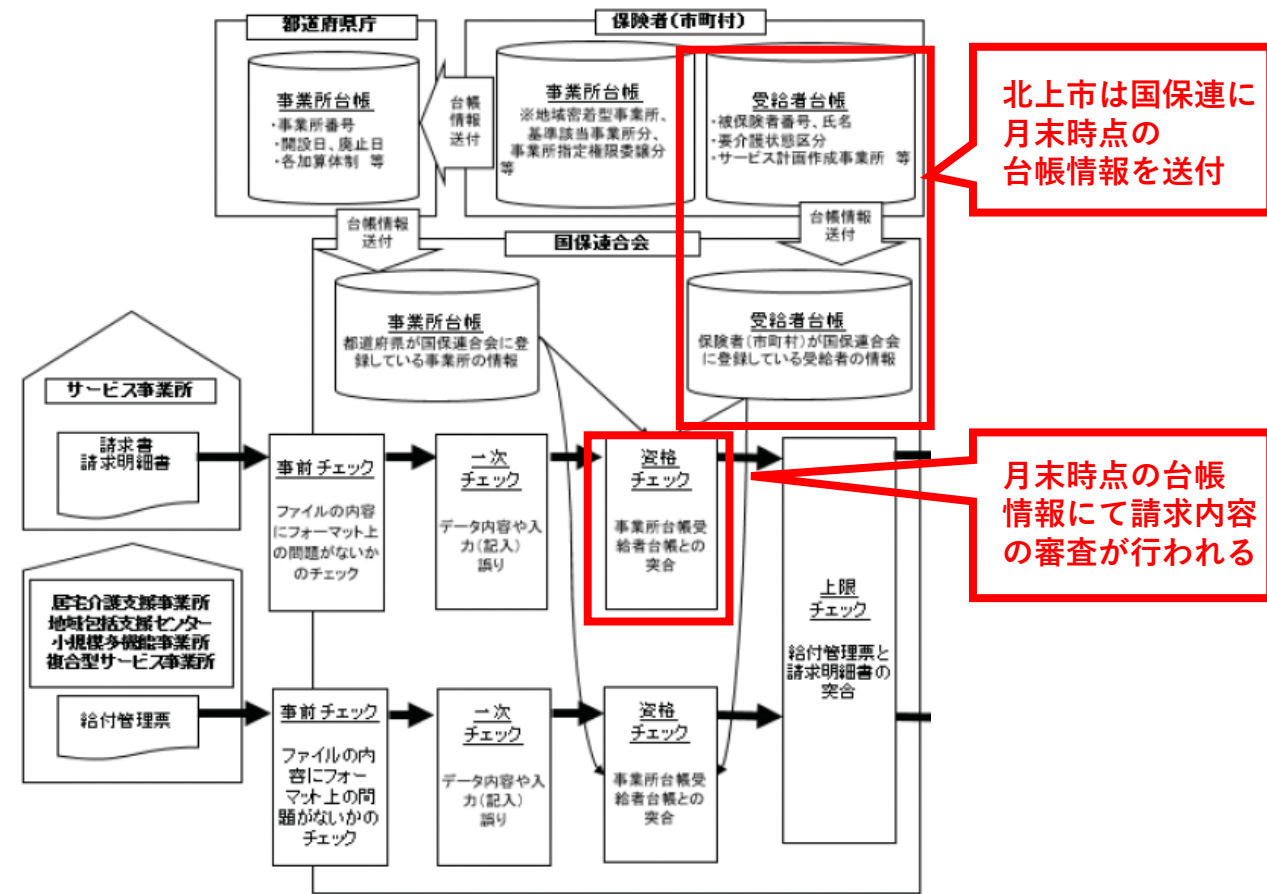
給付管理票の提出がない（C型サービス利用による介護予防ケアマネジメントの請求）場合は、請求明細書1行目の摘要欄に委託先事業所番号を記載することで按分処理がなされる。詳細は【資料4】参照のこと。

6 受給者台帳情報に関する請求エラーについて

1 概要

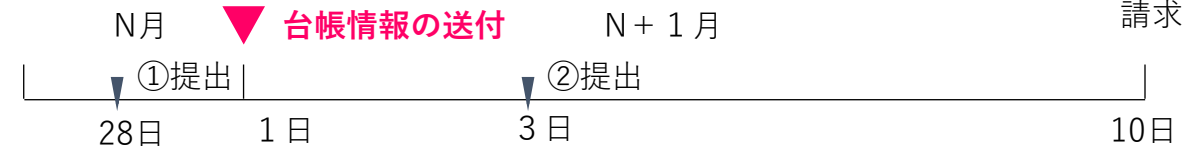
受給者台帳情報（介護度、サービス計画作成事業所、死亡等）に起因する請求エラーが毎月一定数発生している。北上市では毎月末時点の受給者台帳情報を国保連に送付していることを改めて確認のうえ請求すること。

2 審査支払の流れ



3 よくある請求エラー

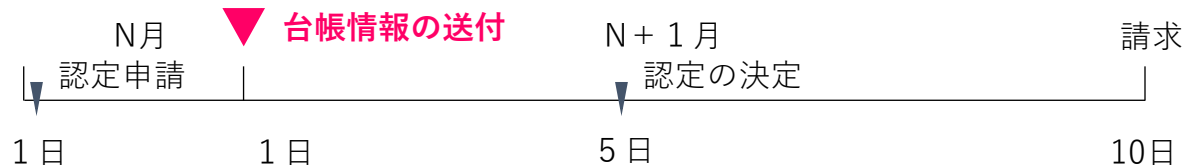
(1) 居宅サービス計画作成依頼届出書の提出が遅れた場合



N月の月末時点で居宅サービス計画作成依頼届出書（変更届含む）が提出されていない場合、請求エラーとなる。

例) ①の場合は請求決定されるが、②の場合は月末時点でサービス計画作成事業所の情報が存在しないため請求エラーとなる。

(2) 月末時点で新規申請・区分変更申請中の場合



N月の月末時点で認定申請の結果が出ていない場合、締切日である翌月の10日までに認定結果が出た場合においても、月末時点で認定情報が存在しないことから請求エラーとなる。

7-1 「電子申請・届出システム」利用開始（令和8年4月1日～）について

1 概要

令和5年3月に介護保険法施行規則の改正があり（第百六十五条の七）、介護事業所の指定申請等において、申請情報が記録される、電子情報処理組織による申請が原則化されたところである。

上記等を踏まえ、対面を伴わない申請書類の提出を実現するため、厚生労働省主導のシステムである、「**電子申請・届出システム**」が構築された。

当市において、「電子申請・届出システム」を用いた各種指定申請等の受付を、令和8年4月1日から開始するもの。

なお、現状、紙媒体及びLogoフォーム等の電子媒体による申請を受け付けているが、令和8年4月1日以降においても、これらの申請を妨げるものではないことを申し添える。

2 対象手続

・**各種指定申請**（指定申請書、指定更新申請書、変更届出書、廃止・休止届出書、再開届出書、加算届出書等）

3 事業者に対応をお願いすること

①（紙媒体で申請書を提出している事業所について）

…介護保険法施行規則の改正に則し、可能な範囲内で、電子媒体（電子申請・届出システムやLogoフォーム）での申請に協力願いたい。（電子メールは個人情報保護が担保されない為、原則不可）

※登記事項証明書については原本提出が原則であることを留意願う。一方、電子申請・届出システムの場合、後述の「登記情報提供サービス」に登録することで、システム上での提出が可能な為併せて留意のこと。

7-2 「電子申請・届出システム」利用開始（令和8年4月1日～）について

3 事業者に対応をお願いすること

②（電子申請・届出システムの利用を希望される事業者）

…利用にあたり、次の2点について登録が必要になるため、法人・事業所において事前に登録を行うこと。

(1) **GビズID**

…電子申請・届出システムをはじめ、各種行政システム利用時に必要となるアカウント・ID（デジタル庁所管）。

GビズIDについて（外部リンク）

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(2) **登記情報提供サービス**

…登記事項証明書の電子データ登録に必要（登録料は有償。詳細は下記リンクを参照）。

登記情報提供サービスHP（外部リンク）

<http://www1.touki.or.jp>

なお、各登録方法、電子申請届出システム利用準備については、添付資料を参照のこと。

（資料名…電子申請・届出システム利用準備の手引き 一式

※パスワードが設定されている場合は、下記のパスワードを入力のこと。

パスワード…shinsei_1018)

7－3 「電子申請・届出システム」利用開始（令和8年4月1日～）について

4 その他留意点

① 1 概要 に記載のとおり、電子申請・届出システムによる申請の受付開始は、紙媒体及びLogoフォーム等による申請を拒むものではないことを留意のこと。

② 3②における(1) GビズID の取得にあたっては、GビズIDエントリーは利用不可であることを留意のこと。(Gビズプライム及び(必要に応じ) Gビズメンバーの取得が必要になる) また、法人単位でIDを取得する場合があることから、必要に応じ法人本部と相談の上、取得すること。

③ GビズID取得、利用についての不明点等問い合わせについては、デジタル庁が所管となることから、下記ヘルプデスクへ問い合わせのこと。

※電子申請・届出システムについて（利用方法等）の電話窓口では無い為注意のこと。
(ヘルプデスクTEL) 0570-023-797 (受付時間：9:00～17:00)

④ 電子申請・届出システムの操作方法等については、基本的には添付資料及び厚生労働省HP（次項に記載）を参照のこと。

※電子申請・届出システムにおいては、介護事業所用のヘルプデスクが現状無いため、添付資料等による確認を行った上で尚不明点がある場合は、北上市長寿介護課に問い合わせのこと。（この場合、厚生労働省に問い合わせを行った上で回答する形となるため、回答に時間を要する点は了承願う。よって、基本的な事項はできるだけ添付資料等で確認願いたい。）

7－4 「電子申請・届出システム」利用開始（令和8年4月1日～）について

5 各種URL

電子申請・届出システムへのログインURL（操作方法は、同ページ右上「ヘルプ」中の操作マニュアルを参照のこと）

（外部リンク） <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

電子申請・届出システムの詳細については、厚生労働省HP「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」の記事を確認の事。

（外部リンク） <https://www.mhiw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>